

「労使合意に至るまでの
労使協議の経緯」の
Point
(確定給付企業年金)

近畿厚生局 健康福祉部企業年金課

2022.11 作成

「労使合意に至るまでの労使協議の経緯」の Point

(関係通知)

1、確定給付企業年金の実施事業所及び企業年金基金への指導等

(前略) その規約の承認又は基金の設立認可の申請を受理する際には、当基準に基づいて労使合意に至るまでの過程を確認することなどにより、規約の内容が労使間で十分に協議したものであることを的確に確認した上で、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。

別紙3 申請書一覧

下段（申請にあたっての注意事項）

(注17) 「労使合意に至るまでの労使協議の経緯」は、労働組合等の同意（実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意をいう。以下同じ。）などを得たことを証する書類に併せて添付するものとする。（規約変更の場合は、給付に影響する場合に限る。）

（「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日付け年企発第0329003号・年運発第0329002号））

(参考) 別添1の確認事項の詳細内容

9. 労使合意の経緯

- 協議ごとに、日付が記載されていることを確認すること。
- 最終的に合意に達した旨の記述があることを確認すること。
- 減額の場合、減額に関する記載があることを確認すること。

(注1) 減額でない場合であっても、不利益な変更（給付現価に影響しない休業期間を給付算定期間から除くこととした場合など）がある場合には、当該変更を説明した旨の記載をすることが望ましい。

（「確定給付企業年金に関する承認・認可申請等にかかる事務処理の改善について」（平成22年4月28日付け事務連絡））

「労使合意に至るまでの労使協議の経緯」の Point

※ 赤字部分：注意すべき事項

(様式は、任意です。)

Point 1

変更内容について、「被保険者代表者」若しくは、「労働組合員代表者」と協議した旨の記載が必要です。

Point 4

労働組合員ではない従業員への説明(対応)についても、記載が必要です。
例えば、すべての職員に周知したとか、すべての職員が閲覧できるように掲示したとか、記載するようにしてください。

Point 5

変更内容について「被保険者代表者」若しくは、「労働組合員代表者」から同意を取得した旨の記載が必要です。

労使合意に至るまでの経緯

令和〇年〇月〇日
会社側出席者 : 〇〇〇、〇〇〇
被保険者代表者側出席者 : △△△、△△△
・第〇回労使連絡協議会にて、会社側は、確定給付企業年金制度の変更について、次のように説明、提案を行った。
(説明・提案内容)
(1) 制度変更内容等を記載
(2) 給付の額の減額について
(3)

令和〇年〇月〇日
会社側出席者 : 〇〇〇、〇〇〇
従業員代表者側出席者 : △△△、△△△
・代表者側と協議会実施。

令和〇年〇月〇日
会社側出席者 : 〇〇〇、〇〇〇
従業員代表者側出席者 : △△△、△△△
・第〇回労使連絡協議会にて規約案を提示し、制度内容説明。
・確定給付企業年金規約案の変更について同意した。
・また、全社員に対し、社内イントラネット上で、規約案を掲示し、意見・質問等を求めた。
1 (意見・質問)
(回答)
2 (意見・質問)
(回答)
3

令和〇年〇月〇日
・被保険者代表者(厚生太郎)から同意書を取得した。
・給付の額の減額対象となる被保険者から3分の2以上の同意書を取得した。

Point 2

会社側及び被保険者側も、出席者の所属を記載する。

Point 3

代表者選出より前に協議した場合は、単に「被保険者側出席者」等と記載する。

Point 6

給付の額の減額の場合は、減額対象となる被保険者から3分の2以上の同意を取得した旨の記載が必要です。

「労使合意に至るまでの労使協議の経緯」の Point

・選出日との整合性を確認。
 ・選出日より前に協議している場合は、単に「被保険者側出席者」等と記載する。

※ 赤字部分：注意すべき事項

労使合意に至るまでの経緯

令和3年4月1日
 会社側出席者：○○○、○○○
 被保険者側出席者：厚生太郎、△△△
 ・第○回労使連絡協議会にて、会社側は、確定給付企業年金制度の変更について、次のように説明、提案を行った。
 (説明・提案内容)
 (1) 制度変更内容等を記載
 (2) 給付の額の減額について
 (3)

令和○年○月○日
 会社側出席者：○○○、○○○
 被保険者代表者側出席者：△△△、△△△
 ・代表者側と協議会実施。

令和○年○月○日
 会社側出席者：○○○、○○○
 被保険者代表者側出席者：△△△、△△△
 ・第○回労使連絡協議会にて規約案を提示し、制度内容説明。
・次の確定給付企業年金規約案の変更について同意した。
・また、全社員に対し、社内イントラネット上で、規約案を掲示し、意見・質問等を求めた。
 1 (意見・質問)
 (回答)
 2 (意見・質問)
 (回答)
 3

令和3年6月1日
・被保険者代表者(厚生太郎)から同意書を取得した。
・給付の額の減額対象となる被保険者から3分の2以上の同意書を取得した。

様式第二号 (第三条第四項関係)

証 明 書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

1. 所 属
2. 役 職
3. 氏 名
4. 住 所
5. 選出方法
選出日時：令和3年5月1日
選出方法：投票による
選出経過(結果)：厚生太郎を選出。

上記のとおり、相違ないことを証明します。
 年 月 日

厚生労働大臣 (厚生(支)局長) 殿

実施事業所名
 事業主名
 住 所

・同意日との整合性を確認。
 ・同意者と同一であることを確認。

令和3年6月1日

○○○○○株式会社
 取締役社長 ○○ ○○ 殿

○○○○株式会社
 被保険者代表 **厚生太郎**

同 意 書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

「同意書」と「過半数代表者の証明書」の Point

※様式は、任意です。

〇〇〇〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇 殿

令和3年6月1日

〇〇〇〇株式会社
被保険者代表 **厚生 太郎**

同意書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

(同意書) Point 1
代表者の名前は、「署名」で記載する。

(同意書) Point 2
「労働組合員の代表として、」又は「被保険者の代表として、」と記載する必要はありません。
もし、記載する際には、「労働組合員の代表」の場合に、「被保険者の代表」と記載することのないよう、注意をしてください。

(証明書) Point 2
選出日時は、同意日以前の日付となっている必要があります。

(証明書) Point 4
代表者の選出日より後の日付 (同意日以降の日付) にしてください。

様式第二号 (第三条第四項関係)

証明書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

記

1. 所属
2. 役職
(監督または管理の地位にある者でない。)

3. 氏名
4. 住所

5. 選出方法
選出日時: 令和3年5月1日
選出方法: 投票による
選出経過 (結果): 厚生太郎を選出。

上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日

厚生労働大臣 (厚生 (支) 局長) 殿

実施事業所名
事業主名
住所

(証明書) Point 1
代表者は、労働基準法に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

※この記載があると確認の手間が省けます。

(証明書) Point 3
選出方法は、「いつ」「どのような方法で」「だれ」を選出したのかを記載してください。

(A列4番)

「労働組合の現況について」の Point

※様式は、任意です。

〇〇〇〇〇〇株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇 殿

所在地 〇〇〇〇〇〇
労働組合の名称 〇〇労働組合
代表者名 **厚生太郎**

同意書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意を
します。

様式第一号（第二条関係）

労働組合の現況について

年 月 日現在の標記状況は次のとおりです。

1. 実施事業所名
2. 労働組合の名称
3. 当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の数
100名
4. 当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち
当該労働組合の組合員の数
51名

上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日

厚生労働大臣（ 厚生（支）局長）殿

実施事業所名
事業主名
住 所

（労働組合現況）Point 1
同意書の同意日の日付を
記載してください。

（労働組合現況）Point 2
労働組合員が
過半数（半分を超える）
である必要があります。

（労働組合現況）Point 3
日付は、同意日以降と
なるようにしてください。

（A列4番）